

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

本工事は、電子契約システム対象案件である。

なお、本入札に係る落札決定及び契約締結は、令和6年度予算が成立し予算示達がなされることを条件とするものである他、予算が成立した場合であっても、成立時期や内容によっては契約締結を行わない場合があることを条件とするものとする。

令和6年3月28日

支出負担行為担当官

近畿農政局長 安東 隆

1 工事概要

- (1) 工 事 名 加古川水系広域農業水利施設総合管理事業
大川瀬ダム水管理システム更新工事

(2) 工事場所 大川瀬ダム : 兵庫県三田市大川瀬荒神釜地内
総合管理所（大川瀬ダム表示端末） : 兵庫県三木市志染町三津田地内

(3) 工事内容 本工事は、国営直轄管理事業（加古川水系地区）で管理する大川瀬ダム水管理システムの更新を行うものである。

(1) ダム管理設備

1) 情報処理設備 1 式

2) 監視操作設備 1 式

3) 情報伝送設備 1 式

4) 電源設備 1 式

(2) 予備品・付属品 1 式

(4) 工 期 令和6年8月5日から令和9年3月12日まで（950日間）（予定）
うち 工事に係る履行期間（工期）
 令和6年8月5日から令和8年3月31日まで
うち 点検業務に係る履行期間
 令和8年4月1日から令和9年3月12日まで

本工事は、工期の前に、建設資材や建設労働者などが確保できるよう余裕期間制度を活用する工事である。詳細は特別仕様書に示すとおりである。

(5) 本工事は、提出された競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落

札者を決定する総合評価落札方式（標準B型）の適用工事である。また、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

- (6) 本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
- (7) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。
- (8) 本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。
- (9) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日制による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には、監督職員と協議するものとする。
- (10) 本工事は、週休2日制を促進するため、週休2日に取り組むことを前提として、現場閉所状況に応じて「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知）に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。
- (11) 本工事は、品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいなかなどを厳格に調査する特別重点調査の工事である。
- (12) 本工事は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第85条に基づく調査基準価格(以下、調査基準価格」という。)を下回った価格をもって契約する者に対して、予決令第86条に規定する調査(以下、「低入札価格調査」という。)結果の公表及び、監督体制の強化等により品質確保等の対策を実施する工事である。
- (13) 本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して、施工確認段階等において監督職員が文書により受注者に改善を指示した場合、その回数に応じ以降の1年間近畿農政局管内直轄の別の新規工事における総合評価落札方式の評価点等を減ずる試行工事である。
- (14) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の工事である。
- (15) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(16) 本工事は、競争参加者名の公表を落札者決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後に行う工事である。

(17) 本工事は、入札説明書の交付、申請書及び確認資料の提出、受領に係る確認及び入札について、原則として電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）により行う対象工事である。ただし、電子入札方式によりがたい者であって紙入札方式（持参に限る。）の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は、紙入札方式に代えることができる。

(18) 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の適用

- ① 本工事は、「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）」（以下「本方式」という。）の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を含む）について合意するものとする。
- ② 本方式の実施方式は、工事数量表の細別の単価に請負代金比率（落札金額を予定価格で除したもの）を乗じて得た各金額について合意する方式とする。
- ③ 本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領（包括的単価個別合意方式）」（平成30年9月21日付け30農振第1860号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説（包括的単価個別合意方式）」によるものとする。

(19) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(20) 本工事の施工に当たり、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(21) 本工事の施工に当たり、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合、契約締結後、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開・除根・除草費

(22) 本工事は、契約を締結した年度を含めた2ヶ年度において、設備の機器製作及び据付調整工事（以下「工事」という。）を行い、当該設備について引渡しを行った後、1ヶ年度にわたり役務

の提供として当該設備の点検を行う施工点検一括発注方式の試行対象工事である。

本試行においては、工事に係る設備の引渡し時にその支払額を明確にするため、工事及び点検に係る請負代金額については、受発注者間の協議により合意した金額を総価契約の内訳として契約書に記載するものとする。

なお、内訳の金額が合意に至らない場合は、発注者が定めた金額とする。

2 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

(1) 予決令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 近畿農政局における令和5・6年度一般競争参加資格で「電気通信工事」の確認を受けていること及び令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供」の近畿地域の競争参加資格を有するものであること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記（2）の再認定を受けた者を除く。

(4) 施工実績

ア 平成21年4月1日から申請書の提出期限日（別表1②に示す期限日）の前日までに元請けとして自ら製作・据付し、完成・引渡しが完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。

ただし、経常建設共同企業体にあつては構成員のうち1社が同種工事の施工実績を有すること。なお、共同企業体としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

「自ら製作」とは、その設備の主要装置・機器について自ら設計・製作し、設備機能全体を保証することである。また、設備全体のシステム設計を自社で行う一方、設備を構成する一部の装置・機器について仕様を示して他社に外注する場合（委託生産、OEM生産）も、自社製品として扱う。

イ 同種工事とは、「通信工事を実施した工事」とし、規模は問わないものとする。同種工事は、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」の場合、「通信工事（70）」を示すが、CORINSに登録されている工事に限定するものではない。

また、当該実績が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）の発注した工事である場合にあっては、工事成績評定表の評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

(5) 工事に係る履行機関において、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を配置できること。

ただし、請負金額が4,000万円以上の場合は、現地での据付調整工事の期間については専任で配

置できること（現地での据付調整工事の期間は令和6年8月5日から令和8年3月31日までを予定している。）。また、工場製作時の配置予定技術者と現場据付調整時の配置予定技術者は同一の者である必要はなく、それぞれ別の者を配置して差し支えない。

なお、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（入札の締切日以前に3ヶ月以上の雇用関係）があること。また、申請書及び資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、上記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外のものを配置予定技術者とする。

ア 主任技術者又は監理技術者は次の資格を有する者であること。

- ① 1級又は2級国家資格者（電気通信工事施工管理技士）
- ② 技術士（電気電子部門又は総合技術監理部門（電気電子部門））
- ③ 電気通信主任技術者（主務経験5年以上）
- ④ 基幹技能者（登録電気工事基幹技能者）
- ⑤ 電気通信工学に関する学科を卒業後、高校は5年以上、大学・短大・高専は3年以上の電気通信工事の実務経験を有する者。
- ⑥ 電気通信工事の実務経験を10年以上有する者。
- ⑦ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証（電気通信工事業）及び監理技術者講習修了証を有する者。

イ 平成21年4月1日から申請書の提出期限日（別表1②に示す期限日）の前日までに、上記（4）イに掲げる工事の経験を有する者であること。経常建設共同企業体にあつては、一人の主任技術者または監理技術者が上記（4）イに掲げる同種工事の施工経験を有すること。

なお、当該経験が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）の発注した工事である場合にあつては、工事成績評定表の評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

ウ 配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証（電気通信工事業）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

エ 工場製作にかかる配置予定技術者は、選任し配置するものとするが、工場製作段階では、本工事に対する専任での配置を要しない。また、他工事に係る製作と一元的な管理体制での製作を行うことが可能である場合は、同一の配置予定技術者がこれらの製作を一括管理することができる。

オ 現地での据付調整工事の期間は令和6年8月5日から令和8年3月31日までを予定しており、現場据付調整時の配置予定技術者は、令和6年8月5日より、建設業法第26条及び建設業法施行令第27条に従い工事現場への配置が可能である者であること。

（6）点検業務に係る履行期間において、次のア又はイの条件を満たす管理技術者を配置できること。

なお、条件の中で示す「業務経験」とは電気通信工事又は電気通信施設点検業務の実務経験をいう。

ア 主任（監理）技術者に求める資格を有する者。

イ 次の①から④までのいずれかひとつの条件を満たす者。

- ① 学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校において電気通信工学に関する学科を修めた者で、卒業後3年以上の実務経験を有する者であること。
- ② 学校教育法による高等学校において電気通信工学に関する学科を修めた者で、卒業後5

年以上の業務経験を有する者であること。

③ ①又は②以外の者で、7年以上の業務経験を有する者。

④ 以下のいずれかの資格を有する者で、業務経験が3年以上あること。

- ・ 技術士（総合技術管理部門（電気電子））
- ・ 技術士（電気電子部門）
- ・ 第一級電気工事施工管理技士
- ・ 第一級又は第二級総合無線通信士
- ・ 第一級又は第二級陸上無線技術士
- ・ 第一級陸上特殊無線技士
- ・ 第一種、第二種又は第三種電気主任技術者
- ・ 第一種電気工事士

（7）本試行においては、工事に係る履行期間においては、主任（監理）技術者及び現場代理人を配置し、点検に係る履行期間においては管理技術者を配置すること。

なお、点検に係る履行期間においては、管理技術者が業務の管理及び統括を行うものとし、その期間については主任（監理）技術者及び現場代理人の配置を要しないものとする。

また、業務期間中において実施する点検等に係る現場作業の際は、管理技術者が現場に常駐すること。

（8）申請書及び資料の提出期限の日から開札時までの期間に、近畿農政局工事請負契約指名停止等措置要領の制定について（平成15年9月1日付け15近総第408号（理）以下「指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

（9）1（1）に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

（10）同一入札に参加しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係がないこと。

（11）本工事に経常建設共同企業体として資料を提出した場合、その構成員は単体として資料を提出することはできない。

（12）農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、近畿農政局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（13）以下に定める届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

- (14) 工事完成後、引渡後においても会社組織（同系列会社のサービス組織含む）に、設備・製品に対する保守サービスを行う体制が整備されていること。

3 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式（施工体制確認型）の概要

本方式は、入札参加者の入札価格及び価格以外の要素（標準点（入札説明書等に記載された要求要件を実現できる場合に与える点数）、施工体制評価点（入札説明書等に記載された要求要件を実現できる確実性の高さに対して与える点数）及び加算点（入札説明書等に記載された要求要件以外の性能等に対して与える点数））を総合的に評価し、落札者を決定する方式である。

(2) 評価項目

- ① 施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）
- ② 技術提案
- ③ 企業評価
- ④ 技術者評価

(3) 総合評価の方法

ア 「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を40点とする。

イ 「施工体制評価点」の算出方法は、上記（2）評価項目（施工体制）について評価を行い、施工体制評価点を与える。

ウ 「加算点」の算出方法は、上記（2）評価項目（企業評価、技術者評価）について評価した結果、得られた入札参加者の「評価点数の合計値」に、加算点の最高点40点を評価点数の最高点（満点）51.5点で除した値を乗じて求められる点数を「加算点」として与える。

{加算点＝評価点数の合計値×（加算点の最高点40点／評価点数の最高点51.5点）}

エ 価格と価格以外の要素を総合的に評価する施工体制確認型総合評価落札方式（標準B型）は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下、「予定価格」という。）の制限の範囲内での入札参加者の「標準点」と「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（{標準点＋施工体制評価点＋加算点}／入札価格、以下「評価値」という）により行う。

オ 「企業評価」「技術者評価」について、複数の記載がある場合は、評価の低いもので評価するものとする。

カ 「施工体制評価点」の評価結果が低い者に対しては、「施工体制評価点」の得点割合に応じて「加算点」についても減じる措置を行う。

(4) 落札者の決定方法

ア 入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は次のとおりとする。

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 「評価値」が、「標準点」を予定価格で除した数値「基準評価値」を下回らないこと。

ただし、落札者となるべき者の「入札価格」によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不適当であると認められるときは、落札の条件①及び②を満たす者かつ適切な「入札価格」と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。

イ 上記アにおいて、「評価値」の最も高い者が2者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

ウ 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うものとする。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町
近畿農政局農村振興部設計課技術審査第1係

(2) 入札説明書の交付方法、期間及び場所

入札説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は、別表1①に示す日時。

ただし、CD-Rによる交付を希望する場合は、あらかじめその旨を以下の交付場所へ申し込みを行った上で、以下の期間、場所にて交付する。

ア 交付期間 別表1①に示す日時

イ 交付場所 上記(1)担当部局に同じ。

ウ その他 交付は無料である。

(3) 申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間 別表1②及び③に示す日時

イ 提出場所 上記(1)担当部局に同じ。

ウ その他

入札説明書に示す別記様式1-1(社印必要なし)を電子入札システムにより受付期間中に送付するものとする。それによりがたい場合は、別記様式1-1(社印必要なし)のみを電子入札システムにより送付し、全ての資料(社印必要)を上記イの提出場所へ受付期間中に郵送又は持参により提出すること。

ただし、承諾を得て紙入札での参加の場合は、全ての資料(社印必要)を上記イの提出場所へ受付期間中に郵送又は持参により提出すること。

詳細については、入札説明書によるものとし、FAXによる提出は受け付けない。

(4) 入札書の提出期限、場所及び方法

入札は、原則として電子入札方式で行う。ただし、紙入札方式の承諾を得た者は、持参による

入札を認める。

ア 電子入札方式による入札の締め切りは、別表 1 ④に示す日時

イ 紙入札方式による同締め切りは、別表 1 ④に示す日時

近畿農政局入札室にて入札。郵送及び F A X による入札は認めない。

入札書を持参する場合は、支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状も持参すること。

ウ 第 1 回の入札に際しては、入札参加者に工事費内訳書の提出を求める。

(5) 開札の日時及び場所

別表 1 ⑤に示す日時 近畿農政局入札室

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除。

イ 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行京都支店）。

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

① 利付国債の提供。（保管有価証券の取扱店 日本銀行京都支店）

② 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証。（取扱官庁 近畿農政局）
また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は確認資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 配置予定技術者の確認

落札者となった者は、契約締結までに、配置予定技術者が営業所の専任技術者と重複していないことが確認できる資料を提出するものとする。

落札者決定後、CORINS等により配置予定主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更は認められない。

(5) 配置予定監理技術者等の専任期間

配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者。以下同じ）の工事現場への専任期間は契約工期を基本とするが、次に掲げる期間については配置予定技術者の工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、設計図書もしくは打合せ簿等の書面により明確にするものとする。

ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）。ただし、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定めるものとする。

イ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査、かんがい期の通水等により、工事を全面的に一時中止している期間。

ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ、発電機・配電盤の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間。また、工場製作過程においても工事全般を適正に施工するため監理技術者等が監理する必要があるが、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。

エ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

（６） 手続における交渉の有無 無。

（７） 契約書作成の要否 要。

（８） 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

（９） 契約締結後のＶＥ提案

ア 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案（以下「ＶＥ提案」という。）することができる。この提案が適正と認められた場合は、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。

詳細については特別仕様書による。

イ ＶＥ提案内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。

ウ 発注者がＶＥ提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においてもＶＥ提案を行った建設業者の責任が否定されるものではない。

（１０） 施工体制確認のためのヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求めることがある。入札参加者が提出期限までに追加資料を提出しない場合、ヒアリングに応じないなど調査に協力しない場合、追加資料の記載内容が適切でない場合（未記載、未定を含む）は、入札を無効とする。

（１１） 関連情報を入手するための照会窓口 ４（１）に同じ。

(12) 一般競争参加資格の確認を受けていない者の参加

2（2）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も、4（3）により申請書及び確認資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に当該資格の確認を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(13) 予決令第86条に規定する調査を受けた者にかかる契約保証金の額は、請負代金額の10分の3以上とする。

(14) 予決令第86条に規定する調査を受けた者との契約に係る前金払の金額は、請負代金額の10分の2以内とする。

(15) 電子入札について

ア 本工事は、原則として電子入札方式により申請書及び確認資料の提出・受領に関わる確認及び入札を行うが、手続当初から電子入札方式に寄りたい場合は、事前に発注者の承諾を得て紙入札方式に変えることができるものとする。

イ 電子入札方式による手続開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には承諾を得て紙入札方式に変更するものとする。

ウ 電子入札方式に障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

エ 電子入札方式に係わる運用については、「農林水産省電子入札運用基準標準例」（電子入札センターホームページ：<http://www.maff-ebic.go.jp/menu.html>）によるものとする。

(16) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注者事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規定（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方氏名及び働きかけの内容）を記録し、同規定第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

（不当な働きかけ）

- ① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において自らを指名すること又は他社を指名しないことの依頼
- ③ 自らが受注すること又は他社に受注させないことの依頼
- ④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- ⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- ⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- ⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼

又は情報聴取

(17) 詳細は、入札説明書による。

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当省のホームページをご覧ください。
(https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf)
- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

別表 1 本入札手続きに係る期間等

①	入札説明書の交付期間	令和6年3月28日から令和6年4月11日まで（行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。
②	申請書の提出期間	令和6年3月28日から令和6年4月11日まで（行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。
③	確認資料の提出期間	令和6年5月7日から令和6年5月9日まで（行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。
④	入札書の提出期間	令和6年5月7日から令和6年5月9日まで（行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。 ただし、確認資料と同時に提出すること。
⑤	入札（開札）日時	令和6年6月10日 午後1時30分

※「行政機関の休日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91条）第1条に規定する行政機関の休日をいう。